

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案等の概要

（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習関係）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）等の概要

改正の趣旨

- ・ **労働安全衛生法**（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第14条において、事業者は、**労働安全衛生法施行令**（昭和47年政令318号。以下「令」という。）第6条に掲げる作業については、**技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等**を行わせることを義務付けている。
- ・ 令和2年の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和3年4月1日からは**溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者**については特化則第27条において、事業者は、令第6条第18号の作業について、**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、**特定化学物質作業主任者**を選任しなければならないとされている。
- ・ しかし、現在、当該講習の受講者の多くが、**金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業**（以下「**金属アーク溶接等作業**」という。）のみに従事する者となっている。これらの者は、溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、特化物技能講習においては溶接ヒューム以外の**特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等、受講者の負担が大きく、金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望**されているところである。
- ・ このため、**特化物技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習**（以下「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、**当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとし、特化則等**について所要の改正を行う。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）等の概要

省令事項

（１）労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第1に**金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加**することとする。

（２）特化則の一部改正

- ① 金属アーク溶接等作業については、**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる**こととする。
- ② 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該**作業主任者の職務を新たに規定**する。
- ③ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する**学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用**することとする。

（３）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の**区分に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を追加**することとする。

（４）登録教習機関に関する経過措置

追加した「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」の区分の登録を新たに受けようとする者は、省令の**施行の日前**においても、その**申請**をすることができることとする。

公布日等

公布日：令和5年3月下旬（予定）

施行日：令和6年1月1日（経過措置については公布の日）

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）等の概要（報告事項）

告示事項

化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成6年労働省告示第65号）の一部改正

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目の範囲、講習時間等を規定する。

講習科目	範囲	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	1 時間
作業環境の改善方法に関する知識	溶接ヒュームの性質 金属アーク溶接等作業に係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	2 時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項 特化則	1 時間

告示日等

告示日：令和5年3月下旬（予定）

適用日：令和6年1月1日